

② 史跡 綱島屋敷跡



今は、綱島屋敷の面影は見られませんが、同家は明治38（1905）年転出の時まで厳とした名主時代の構えでした。屋敷は南側59・57メートル、東側59・44メートル、北川46・70メートル、西側50・40メートルの広さです。

屋敷内西隅に墓地跡92・4平方メートルがありました。現在は河原地蔵堂に移されています。享保時代の資料によると、御替地村名主と記され、明治維新当時は金子村名主とあり、近世に及んで間宮家と交替で金子村の名主役を務めたと伝えられています。



※御替地 土地の交換のこと。江戸時代には所領・知行地の交換のことも替地と称した。旗本が江戸幕府の許可を得て知行地を交換したり、幕府や大名が必要上から土地を召し上げた場合の代替地提供のことを指した。